

をどう引き戻すか。障害受容とかできるのは、保健師。保健師の役割は重要。だが、障害について目が向きにくい。市町村の考え方にもよる。計画や体制がないところはすきまになっている。申請主義で利用契約だが、そうでないところの支援を用意しておく。セーフティネット。市町村をワークさせるシステム。考えさせる関与、計画策定など。

5. 障害児をめぐる障害児教育・社会福祉の連携について

教育は大きい分野。障害児も義務教育になって、学校で過ごすことが多い。6歳以降18歳でブラックボックス。発達障害者支援法では、福祉、教育、労働が協働して作った。特別支援教育(個別のニーズに合わせて、個別支援計画。学校にコーディネーターをおく

サービス調整会議やネットワークを整備して対応する。法律上連携できるようになっていくだろう。地域の中に継続してみたいける体制の整備をすることが目的)

<共通項目>

6. サービスの普遍化と権利擁護との支援を制度上どのように確保していけば良いか。

サービスの責任主体は市町村へ。地域に密着したところ。市町村ができないところを県がどのようにサポートしていくか。

虐待についてもどう県がサポート権利擁護の視点をどう捉えていくのか、虐待も市町村の担う役割はあるだろう。

7. 基本法体系に対する考え方

また、現在民法に規定されている親権や未成年後見について、英国児童法のように、公法たる児童福祉法に統合することについては、どのようにお考えでしょうか。

普遍的で統合的なものがあつたらいい。特別のニーズがあれば、補完として細かな法で対応する。民法の障害者の扶養義務が広すぎる。障害者本人の自立を阻む。虐待防止法を中心に、体系的にもっと細かい整理が必要。ただ、普遍化するだけでなく、特殊のニーズについてこたえる個別領域を整備する。

8. サービス供給の方法に対する考え方

イデオロギーがあつて難しい。根本的な問題、社会保障をどうつくっていくか。税金でやる(大きな政府)または、公ができるものは民へそして競わせる(小さな政府)、今は規制緩和の方向でうまくいっていること、ないことがある。

行政の最終的な責任は残っていく体系(セーフティネット)全般的に福祉国家の傾向は国際的に崩れていく、官と公共の緩やかな関係、「司法」とどういう関係をつくれるか。

支援費でも措置はずっと残っていく。グレーゾーンの人に対して、意思を尊重しながらどう扱っていくか。ソーシャルワークにも関係するが…。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心で再構成していくことに対する考え方

(1) 専門性の担保

ソーシャルワークが根付いていないのは致命的。ソーシャルワークを根付かせて、ある程度の資格で認可されたりする。公が用意する2本立て。研修、自助団体の努力によるスキルアップ。民間を活用した養成。キャリアアップをはかって。市町村も上手に民間を使って。

(2) 親権者の意に反する施設入所の承認や親権喪失宣告請求等の事務の実施主体

措置に関する権限をどこまで行使できるか。子や家族の権利を守りながら。

(3) 市町村を中心として再構成するための条件整備についてどのように考えればよいか

法的・予算的整備が必要

10. サービスの財源について

税財源の確保は大変。介護保険も半分は税、半分は保険。サービスは普遍化してきた。障害者すべてのため。障害児を産んでも安心して育てられるにする。サービスを利用したい人がお金を払ってそれを利用する。さらにリスクを分散させられるくらい普遍化すればいい。市町村の単位で普遍化していく。いろんなところを支えられるようなサービス(普遍化)

インタビュー調査結果 障害児福祉B

◎基本的考え方

市町村が第一線の機関として中心的に地域で位置づけられる一方で、都道府県の役割は、ハイリスク児童やハイリスク家族への発見と支援を広域的な観点で行うことである。障害児への支援の連続性では、学齢前、学齢、自立という流れが重要である。身体障害、知的障害という既存の枠組みの中で一定程度連続性をつくってきているが、発達障害への支援を連続性として作っていくことが課題である。社会福祉と母子保健の連携が比較的とれているのに比べて、社会福祉と教育分野の連携にも課題がみられる。

<領域別>

1. 親(保護者)が子の障害を認識していくための支援について

体制について2点。ひとつは、支援費だけでまかなえない部分を県単で補助している。保育園の巡回指導等の活動で受容できるよう。グレーゾーンの子ども。もうひとつは、母子保健事業との連携。みんなが受ける健診と、確実に機関につながるようにフォローアップする。これは、他県とくらべてもひけをとらない。

県の役割は、ハイリスク児の発見。(出生時の情報が県に入る。未熟児や長期療養児。)もうひとつは、グレーゾーンの子どもの発見。(乳児健診、発達相談、カンファレンス、家族をバックアップする。)

市町村中心になってきているが、それは今後3年間で検討する。市町村のみでなく、広域的対応は県の役割。役割分担については、圏域の中で情報共有しているネットワークの体制。これは1981年から福祉計画にあった福祉圏域づくりを活用。県の通園施設で高度な療育をしている。そこのスタッフを巡回に行かせて、市町の保健の従事者への指導も行う。

2. 障害児の施設入所について、契約制度と職権保護の2本立てとすること

虐待ケースについて職権保護との2本立てというのは良いのではないかと。職権保護の必要な子どもの範囲は難しい。なるべく契約で。それは虐待ケースでも同じだと思う。

3. 障害児に対する支援と障害者に対する支援の連続性について

連続性について、学齢前、就学、自立という一定の流れが身体障害、知的障害ではできている。発達障害が一番つながらない。国が発達障害者支援事業としてコーディネーターを1人、モデル市町村に配置しているが、県の事業として似た取り組みを2人配置で実施している。

H地区の福祉圏域に2人配置。学校にうまくつながらない。特別支援教育と発達障害児支援。法人に委託して事業を行っている。バックアップは、障害者自立支援課、発達障害者センター、地域生活支援センターなどで行う。

教育委員会のコーディネーターが機能していない。校長・教頭が発達障害に理解がない。就学前・就学後どちらについても説明会を行っている。

「働き・暮らし応援センター(圏域広域設置)事業」就労・自立へ。就学前からそこまでつなげる。

4. 障害児をめぐる母子保健と社会福祉の連携について

保健と福祉の境目は特に意識しないくらい。事業を一緒にやっているので連携について特に問題はない。市町村中心で重層的に。むしろ教育との連携をこれから特別支援教育の中でつくっていく必要がある。サマーホリデーサービス、障害児学童クラブ、タイムケア事業、福祉中心でやっていける。

5. 障害児をめぐる障害児教育・社会福祉の連携について

連携強化。特に重度の子の医療ケアの必要が大きくなる。県も年間96万の補助助成でしっかり学校教育を受けられるようにする。

枠組みは県が作り市町村が細かく見ていくこと、学校のスタッフへ情報を提供していくことは、大きな県の役割。地域の支援と学校教育の連携ができていないと子どもが大変。圏域ごとにサービス調整会議(部会構成で虐待にも対応)で、県の音頭によってできるようになっている。平成7年S会館のモデル事業、平成8年には相談事業として県が人を配置し、市町村がサービス提供できる体制に。施設とサービスをつなげて有効に動けるようになった。虐待対応もできる。ホームヘルプ、レスパイトなども平成8年から。

<共通項目>

6. サービスの普遍化と権利擁護との支援を制度上どのように確保していけば良いか。

子育て支援事業の延長線上に虐待対策の支援があると考えなければ。そこから軽・重を判断していく。発達保障、権利擁護、安全の確保、親支援を含めた親子の調整、分離は重大なものに限られていく。地域支援(早期発見)はどのフィールドでも共通。

7. 基本法体系に対する考え方

社会的養護を切り離れた法体系にすると、地域と切れてしまうのではないか。より包括的な法律。連続させるような包括法。さらに必要ならば個別サービス法。施設を出た時にも対応、受け入れができるようにしなければ。

8. サービス供給の方法に対する考え方

「保育に欠ける」ではなく、利用・選択できるように。柔軟な子育て支援の施設として活用する方向。保育所は職権保護はいらない。サービス調整会議で必要が認められる親にはレスパイト的なものを提案している状況。サービス調整会議はベース。決め方は市町村を中心に。公・民の役割分担も。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心で再構成していくことに対する考え方

専門性の担保が一番大きな問題。実際にサービスをする人がいない。サービス調整会議でいろいろな人の力を借りる。(現状である資源を活用しながら)家庭児童相談室に専門相談員を配置して充実することは良いかもしれないが、合併の問題がある。「市」部での家庭児童相談室強化は可能性があるのでは。

10. サービスの財源について

財政事情によりサービス供給バランスが崩れるのはよくない。普遍的サービスの中で位置づけて障害もその中に位置づけていくこと、保険のリスクに組み込んでいく。サービスに対するニーズとして障害者自立支援法のように位置づける可能性はある。「障害児」を作り出すのではなく、広く社会で負担していく可能性もあるといえはるが…

保育所を利用する障害児につく保育士は1人につき1人。なのに補助制度では年間70万ほどしかない。補助制度ではないのではないのか、それを是正する意味で保険制度はあり得るかもしれない。

◎基本的考え方

子どもの成長にあわせて、将来を見通した子育てが行えるような適切な情報とタイムリーな支援を家族へ提供していくことが重要である。障害の発見において初期の対応が重要である。契約制度に基づく施設利用を図っていくには、これまで以上に、施設と保護者の協力が重要である。子どもから大人への連続性については、一つの組織で一貫した支援が得られることがのぞましい。サービスの実施については、市町村で中心的に対応できるよう専門性の担保が必要であるが、親権喪失請求等のケースについては、都道府県レベルで対応するのがのぞましい。子育てと保健財源については、児童の問題を保険リスクという観点で捉えるのが難しいと考える。

<領域別>

1. 親(保護者)が子の障害を認識していくための支援について

子どもの思春期や成人期も踏まえ、将来を見通した子育てが行なえるよう、保護者が子育ての苦悩、失望、不安に陥らないように、最良、適切な情報とタイムリーな支援を提供していくことが重要である。また、保護者が孤立しないように、同じ状況におかれた保護者同士の仲間づくりも欠かせない。そのためには、まず保護者が混乱しないように、正確な診断のもとで障害告示を受け、これからどうすればよいか悩んでいる段階での初期療育が特に重要となっている。現在、親子通所教室を実施し、障害受容のための相談も行なっている。適切な親子関係を築くことは、非行や虐待の予防にも繋がることから、例えば、実際に障害児の育児経験をもつ保護者と身近に交流が持てるような機会を作るなど、保護者支援の強化が必要であると考えている。子の障害を認識していくための支援の強化は必要。受容のための相談、仲間作り。発達とともに解消あるいはずっと障害が残るのかについて、このあたりは市レベルでは対応がづらいだろう。

2. 障害児の施設入所について、契約制度と職権保護の2本立てとすること

契約制度では、利用者が施設を選択できることにより、施設と対等の関係に立ち、施設側でもサービス向上が図られるなど、メリット部分は大きい。ただ、障害者自立支援法での、原則1割負担については、特に低所得の世帯については、負担が大きく、通園施設では、保育所等への入所を希望する保護者も増えるのではないかと危惧している。これまでも、施設と保護者の信頼関係の構築とサービス内容の向上のために、「個別療育計画」を保護者と協同で作成すると共に、保護者からの「利用者評価」も受けてきている。契約制度に基づく施設入所を図っていくには、これまで以上に、施設と保護者の協力が重要であると考えている。また、虐待や障害受容に至らないケース等保護者の理解が得られない場合は、児童福祉法の考え方を基本に職権による保護が引き続き必要であると考えている。

契約措置について、法内施設として利用者が不利益を被らない、必要なサービスを提供できるよう努力する。その流れをどう評価するかというところは検討する立場ではないと思っている。

利用者評価(20項目)について、個別療育計画とセットで行っている。昨年度から指定管理者制度。療育計画や対応、苦情への取り組み等。ただし、第3者評価はしていない。事業者と保護者が懇談してやっていく。

3. 障害児に対する支援と障害者に対する支援の連続性について

年齢で分断されることなく、ライフステージに応じた一貫した支援を行なうことは、重要であるが、本自治体では、特に学齢期以後は、教育、福祉、労働、保健の各分野でそれぞれ独自の施策を展開しており、十分に連携がとれているとは言い難い面もある。従来からの障害者施策推進協議会や、また、発達障害者支援法の施行を受け、各機関の連携を目的に発足した連絡会等を効果的に活用することにより、今後とも連携の強化を図っていきたいと考えている。

なお、対象者にとっては、一つの組織で児・者が一貫した支援が受けられる事が望ましく、法制度にとらわれない柔軟な組織を作っていくことも必要ではないかと考えている。

本相談所は主に今は就学前を対象としている、しかし今後は児童相談所と統合がある。

障害児教育専門部会があるが、就学までの障害児の実態把握を昭和 53 年から児童相談所を中心として行っている。教育関係者もその中に入っている。個別ケースは連携できていないことはないが、組織として連携、システムをどう作るか。地域の中でどれだけ密着して行われるのか。機関の垣根はだいぶなくなってきた。(以前就学前に把握していたケースが)何年間か期間があいて学校で不応等を起こしたら戻ってくることもある。

4. 障害児をめぐる母子保健と社会福祉の連携について

障害児の支援には、早期発見、早期療育が重要である。本自治体では、保健センターへの心理職の派遣や、付属診療所と医療機関との連携により、母子保健との連携は、比較的スムーズに行なわれている。ただ、来年度は、児童相談所を設置し、現在の相談機能を児童相談所に移行する予定であり、そうなれば、場所も離れ、所管組織も異なるため、特に療育部門との関係において、現在のような連携がとれるのか、危惧するところである。一方、被虐待児や非行児の中には、発達障害児が多いといわれており、更に、母子家庭や低所得世帯では、そのリスクが増すともいわれている。これらの支援には、生育歴や家庭環境、保護者の健康状態等を踏まえ、対象児の発達状況を的確に把握し必要な援助を行なうことが重要であり、母子保健や社会福祉との連携が必要であると考えている。また、逆に、福祉サービス等を知らない保護者には、機関の紹介を行なうが、保護者の中には、色々な機関で相談するのが苦手という場合も少なくなく、時には、職員が同伴し相談に行く場合もあり、連携の強化が必要であると考えている。ただ、個人情報保護の観点から、市内部でも、個人情報の取扱いについては、厳格に定められており、容易に保護者の同意が取れる場合はよいが、そうでない場合の対応については対応に苦慮しているところである。

5. 障害児をめぐる障害児教育・社会福祉の連携について

学齢期の相談においては、学校との連携が重要であるが、必ずしも、十分な連携が行なわれていないのが実情である。ただ、教育現場においても、特別支援教育や発達障害者支援法への取り組み等、今後益々、地域や福祉部門との連携が必要になってくるものと思われる。今後は、徐々にではあるが、特別支援教育のコーディネーターとの連携や障害児に関する学校への研修の講師派遣等により、学校とスムーズな連携が行なえるよう検討していきたい。

現行においても就学指導委員会等をとおして連携がとれている。今後は、地域療育等支援事業のコーディネーターと特別支援教育のコーディネーターとの連携も含め、更に連携できるだろう。

<共通項目>

6. サービスの普遍化と権利擁護との支援を制度上どのように確保していけば良いか。

本自治体の次世代育成支援地域行動計画の中で、施策を推進するための基本的な視点として、「子どもの権利・子どもの最善の利益の尊重の視点」、「次代の親づくりの視点」、「家庭と地域の役割の視点」、「地域での子育て拠点の確立の視点」、「すべての子どもと家庭への支援の視点」、「サービス利用者や地域特性の視点」、「サービスの質の視点」の7項目を掲げている。これらの視点を基に、今後の子育て支援については、行政主導ではなく、市民が主体となって、地域で自助・共助の子育て支援を展開するとともに、支援対象者に偏りがなく、すべての子どもや家庭への支援を行っていくことに重点をおいていく。ただし、子どもの立場や利益が損なわれるような場合は、行政が主体となって関わる。(サービスの普遍化は市民主体。権利擁護は行政主体。)

次世代育成支援計画の中の視点(資料を見ながら)サービスの普遍化は、市民主体。権利擁護は行政主体。障害、発達、生活をみてくださいといっている。障害は、量・質ともに療育が必要。でも親の生活もあるので、多様なサービスメニューの用意が必要。

重度の障害児が保育所や幼稚園にいることもあるが、療育メニューが必要な子どもがいる。必要な子に届ける必要性の浮上。最善の支援が何かを検討しなければならない。障害者自立支援法で施設サービスの利用抑制を招くのではなく、サービスを用意していかなければならない。

7. 基本法体系に対する考え方

現在の児童福祉法については、サービス部分と措置部分が1つの法律を根拠としているため、市民にとって非常に理解しがたい面がある。従って、サービス提供部分について規定する育児支援法と社会的養護部分等について規定する児童福祉法に住み分けることは、事業等を実施する上で、適用する根拠法令及び事業の位置付けが明確になるため、現場サイドとしては実務的に対応しやすくなると思われる。なお、民法に規定されている親権や未成年後見等を児童福祉法に統合することは、児童福祉の観点のみから考えると、1つの法律で完結されるため理想的であるが、法体系全体から考えると実現が非常に困難と思われる。

8. サービス供給の方法に対する考え方

利用者と提供者が直接向き合う利用関係を基本とした場合、真に、福祉的な視点で利用が必要である世帯が排除される可能性が高いと考えられる。なお、これらをクリアするために、職権保護や司法による決定を組み合わせる場合であっても、直接契約を行う者と職権保護等の行政が関与する者の受入れ優先順決定等の課題が発生する。現場サイドとしては、利用者と提供者の認識が低ければ、行政としての責任や役割は、現行どおり又はそれ以上になると考えている。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心で再構成していくことに対する考え方

基本的には、2004年の児童福祉法改正のように、各分野の役割分担を明確にした上で、再構成をしていく必要があると思う。例えば、相談体制で考えた場合、家庭児童相談室に関する事項についても、児童福祉法本文に設置を義務化することにより、市町村レベルでの専門性の担保を図ることができると思う。また、親権喪失宣告の請求等の事務については、該当するケースを扱うのは、児童相談所に限定されてくると思われるので、都道府県レベルが適当と思う。なお、再構成するための条件整備については、住民に一番身近な市町村へ権限を移していくことが理想であるが、国・都道府県・市町村の役割分担も考慮した上での法改正や財源の再配分を検討していく必要があると思う。

都道府県の児童相談所に研修派遣して、政令指定都市児童相談所の設置のため専門性をつけている。市町村の中での相談機能としては、療育相談所のシステムが児童相談所と重複するとして縮小されてしまうことも考えられ、従前実施してきたさりげない地域に密着した支援ができない可能性もあり、今後検討していきたい。

10. サービスの財源について

次世代育成支援対策推進法の中で、基本理念として「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に」国及び地方公共団体の責務、事業主の責務、国民の責務が規定されており、これらが相まって次代を担う子どもを育成していくためには、従来の税財源を投入しつつ、各層が等しく費用を負担する社会保険システム的なものは必要であると考えられる。なお、次世代育成支援に充当する税財源についての明確な答えはないが、社会保障財源については、国民が納得する形で、現在の高齢者関係給付等を見直し、再配分することが適切と考えられる。

保険といった場合に、児童ではリスクというのは難しい。

◎基本的考え方

子どもが健やかに育っていく、育てていくためのサービスという考え方による普遍的な視点を基本として、虐待問題等を特別なニーズとして対応していく考え方である。職権保護についても、普遍的な子育て支援という視点による契約制の一方で、障害をもつ・もたないにかかわらず普遍的に保護が必要な児童として位置づけた上で保護を実施する。社会がさまざまな人で構成されているように、障害をもつ・もたないに関わらず、さまざまな社会の中で育つことで生活力がついてくる。地域の生活をベースにししながら、家庭と施設の区分のあり方を融和していくような生活や教育の場の考え方が必要。

<領域別>

1. 親(保護者)が子の障害を認識していくための支援について

現状では、保健所における健診で障害が判明した時点で対応がなされるというしくみになっているが、ある程度早期発見や対応ができていないのではないかと。親が子供の障害についての相談をどこに相談に行けばよいのか、ということについて、わかりやすく利用しやすいように、窓口を一本化するのがよい。入り口は一本で受けて、相談内容によって、専門的に細分化して対応する仕組みが求められる。大切なのは身近で気軽に相談できるということである。

2. 障害児の施設入所について、契約制度と職権保護の2本立てとすること

契約の仕組みと職権保護の仕組みの二本立てでよいのではないかと。家庭で暮らすことが難しい子どもを保護するという考え方については、障害のあるないに関わらず必要である。他方、契約の仕組みについては、保護者の判断でサービスを利用するという考え方が基本となる。その際、あらためて、サービスの提供についての目的や範囲、期間などの明確かが求められてくる。このことは、たちかえって、親の関わる範囲とサービスの関わる範囲を明確化していくことになるであろう。親のもつ責任や認識も重要となる。

3. 障害児に対する支援と障害者に対する支援の連続性について

テーマが大きいので、①学校から卒業後の連続性と、②施設生活における連続性、について考えることにする。

①は、子どもが大人になっていくときに必要な生活力をつけていくことの支援という観点で連続性ができているかは疑問である。障害をもつ子とそれ以外の子とを別々に教育するということは、一般社会のあり方とは異なるという点で、生活力を養うことにならない。少なくとも同じ校門に入って生活するという経験が社会に出ていくときの生活力を養う前提として重要である。

②についても、連続性が確立されているとはいえない。子どもが成長していくときに、施設の種別や対象年齢に関わらず一貫して見ていく立場の者や個別支援計画が必要である。サービスの流れをつなげていくキーパーソンが必要である。

4. 障害児をめぐる母子保健と社会福祉の連携について

保健所と児童相談所や市町村などの専門職としての連携の重要性はもちろんあるが、地域において、わが町をよく把握している人が、子どもや家族の身近でアドバイスしたり機関やサービスを紹介したりすることができるとうい。機関やサービスを調整するソーシャルワーク機能を果たす人が地域に必要である。

5. 障害児をめぐる障害児教育・社会福祉の連携について

学校と施設等の社会資源がつながっていないのが現状である。現在は、養護学校における教育の期間が子どもの成長の中でブラックボックスになってしまっている。子どもの同年代の関わり、社会との関わりの機会が失われている。学校は社会に出ていくための生活力(生きていく術)を身につけていく場であるはず。とりわけ障害

をもって生きる子ほど社会との関わりの中で育っていくことが必要。地域の生活をベースにしながら、家庭と施設の区分のあり方を融和していくような生活や教育の場の考え方が必要。

<共通項目>

6. サービスの普遍化と権利擁護との支援を制度上どのように確保していけば良いか。

基本的な視点は、子どもが健やかに育っていく、育てていくためのサービスという考え方が基本である。育っていく際に阻害される部分をサービスで対応していくという考え方である。そうした普遍的な視点の一方で、虐待等のあってはならない問題を明確にして、それへの特別な対応をしていく。

7. 基本法体系に対する考え方

基本法体系については、時代の変化に対応して多様に選択できるサービスを保障し地域のニーズを臨機応変にとらえる側面と見直しの繰り返してつぎはぎとならないような一貫性の側面が必要であると考えられる。

8. サービス供給の方法に対する考え方

職権か契約かという議論だけになってしまうと、親が自分の思いを大事にして育てていく部分が薄まっていくように感じる。サービスの充実で便利になることは、他方で、親の子育てに対する意識や責任感などの子育てにおける人間的なものが失われていくことになる。職権保護や契約制度のいずれにしても前提となる大事なものである。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心で再構成していくことに対する考え方

市町村レベル、都道府県レベル、国レベル等、役割の仕分け、明確化と相互の疎通性の議論が重要となってくる。市町村が身近な実施主体となることはまちがいないが、末端になれば、専門性の対応に限界が出てくる。まず市町村を第一義として、対応できない部分を都道府県や国が対応していくという考え方である。

10. サービスの財源について

国の社会保障全体でみて子ども家庭福祉に割かれる割合が少なすぎる。高齢者分野に偏っている現状に対しては、少子化対策の観点からも、子どものために（学校とは別に）財源を用意すべきである。これは、国としての基本施策として税財源を使っていく考え方である。

◎基本的考え方

生まれてから成長していく過程で、子どもがこういう生活イメージの中で暮らしていきたいというイメージを豊かに持ち、ゆったりと生活できる社会が必要であり、そのための親子への継続的安定的支援が必要である。援助システムの連続性については、母子保健から学齢期への連続性に特に課題がみられてきている。地域において継続的安定的な関係がとれる援助者がもつ役割は重要であり、専門性のバックアップもそれを支えるものでなくてはならない。

<領域別>

1. 親(保護者)が子の障害を認識していくための支援について

親への支援については、これまで、乳幼児における障害の受容への関わりが取り上げられることが多いが、子どもが学齢期に入ってくると、支援が途絶えることが問題である。母子保健との関係でもふれるが、生まれてから乳幼児においてなされてきた関わりが、学齢期にはいることで、周囲の関わりが切り替わることになっている。他方、親はその子に一生関わっていかねばならない。現状をみていると、学校の中でそうした家族に関わっていく仕事ができる人はいない。教室レベルで教員も関わる余裕はないのが実態であろう(これは調査がぜひ必要である)。児童相談所も民生委員も学校との関わりをほとんどもってこなかった。では、専門的なシステムで対応すればいいのかといえば、そうではなく、基本は家族の生活する地域の中で継続的安定的に関わっていく担い手が原則となる。

2. 障害児の施設入所について、契約制度と職権保護の2本立てとすること

職権保護については、専門職が介入する機能をもつ必要があるという点においては、必要な機能であると考えられる。職権という部分で求められるのは、踏み込んで対応しなければいけないときに「動けるかどうか」であって、虐待対応が社会的に求められているかどうかよりも、大事なことは、虐待に至る前の段階で踏み込んだ支援ができるかどうかである。

施設入所については、地域の中で子どもや家族が利用したいというものであることが重要である。子どもの成長や親業の支援のために施設入所があるという観点が大事で、子どもの暮らしの場をかえることや、親がわりに安上がりにひきうけてもらえるということが優先されるのではまちがっている。たとえば、暮らしに疲れた子どもが利用したいリゾートホテルのようなもの、あるいは青年期に家族から自立していくために利用する寮のようなもの、思春期の不安定な精神状態をサポートする場など、施設が求められているものはある。ここでいう「施設」とはその子どもと家族への支援を子どもにとって「有効に」専門的力量から提供できる場という意味である。

3. 障害児に対する支援と障害者に対する支援の連続性について

生活する地域を中心として、子どもが安定してゆったりと過ごせる生活のイメージをふくらませることが必要であり、支援としても必要である。パーソンセンタードプランとは、子どもを中心として支援の計画をたてていくことであるが、これは、介護保険で現状行われているようなケアプランとは相容れないものである。アセスメントシートの項目を満たしていくことよりも大事なことは、子ども自身がもつ生活のイメージであり、「どんな生活がしたいか」という希望をふくらませてあげることである。

4. 障害児をめぐる母子保健と社会福祉の連携について

一般健診等母子保健の領域から、療育教室等の連携の部分は、ある程度できてきているところが多い。しかしそこにおける専門性は保健師とは異なる専門性として親への支援が社会福祉に求められてきているのではない。あくまでも、継続的安定的に関わっていく担い手が必要なのであり、連携のシステムをつくって対応する場所を切り替えていけばいいというのではない。

5. 障害児をめぐる障害児教育・社会福祉の連携について

地域の小学校において、学齢児やその家族に「ソーシャル」な視点で関わる専門職が学校にいない。スクールソーシャルワーク(教育ソーシャルワークがより広義で適切かもしれない)について機能しているとはいえない。特に、定期的にまわってくる心理担当専門職や保健室等での対応でなく、教室レベルからまず捉え、それを越えて児童の生活レベルで関わっていく支援が必要である。しかしながら、現場の教師には、残念ながらそこまでの視点も余裕もない。たとえば、学校にこなくなった児童について、教育としては「長期欠席の児童」という扱いができればそれで業務としては最低限を果たしたことになる。しかし、現実には、子どもの生活の様子から背景にある家族の問題を見つけだし、踏み込んでいく関わりができるのは教室から見えてくることをおいてない。児童福祉と教育分野の連携ということで、連絡会等の「システム」をつくらうという発想はあるが、重要なのは「ソフト」の面を作っていくことである。学齢期のなかでも、3年生あたりは、子どもの成長にとって重要な時期である。特に、教育内容においては、学習レベルが上がり、個々の能力差が顕著になってくる時期である。この年代で、学校教育は障害児あるいは発達に課題をかかえた子どもにラベルをはって、切り捨てようとする傾向がある。乳幼児で母子保健との関係で丁寧に子どもや家族と関わりを持ちながら、また、他方、中学卒業・高等部卒業間際には、卒後の将来計画について教育は積極的に関わるが、いわば小学校から中学までの12年間は、ブラックボックスとなってしまっている。教師により重点化した(介護等体験のようなものでなく、せめて事例検討のようなものとしても)福祉教育を課していくだけでは対応にならないように思われるが、新しい専門職を入れるかどうか等、今後丁寧に学校の現状を調査していく研究が必要であろう。

<共通項目>

6. サービスの普遍化と権利擁護との支援を制度上どのように確保していけば良いか。

基本的な視点という観点では、戦後直後の児童福祉法の理念がないがしろになって、目の前の利用契約制度への移行や児童虐待対応にひっぱられている。子どもたち親たちの人間的な営みをサポートできる児童福祉法の性格を失うべきでない。サービスの普遍化という方向性が、介護保険のようなしくみに児童福祉を合体させていく方向性をみせていくことに危機感を感じている。子どもが育っていくための支援、親を育てていく支援は、法体系やサービス体系の再編という考え方が先行してすすめられるべきでない。

7. 基本法体系に対する考え方

英国の児童法のような公法への統合されたかたちをイメージするならば、あわせて英国が、地域の中で、子どもを中心としたサポートが統合されたものとしてより手厚くなっていることも忘れるべきでない。特に、地域の学校教育におけるエデュケーションソーシャルワーク支援やひとり親家庭への就労支援など、同時に生活レベルで専門性が統合されるようにならなければ、法律を統合しても意味がない。

8. サービス供給の方法に対する考え方

職権による保護という考え方について、求められるものは、必要なときに援助者が「動ける」という力は必要である。それを前提として、それがどういう職権となるかが次に重要となろう。職権保護については、児童虐待問題への対応をイメージしているであろうが、命の危険の問題であれば、そこまでいく以前の段階でどのように介入できるかが大事となってくる。基本的な問題は、保護者の親業にどう介入していけるかということである。

また、今日の小学校の状況をみれば、国籍や民族が多様であり、文化も多様となっている地域もある。多様な文化を背景とするならば、単なる分離保護だけでなく、文化の多様性を意識しながら親業に介入していくことが求められる。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心で再構成していくことに対する考え方

市町村を基盤としてつくっていくことが必要なのは、地域を単位として利用者を中心として専門職をグループ化しやすいと考えるからである。その際、「障害」の種類や程度という観点にたち、その地域でそれに対応できる

か、という視点では、市町村を中心とすることはできないであろう。医学モデルの観点に立ち、障害をとらえ、それへの専門的ケアシステムを市町村レベルでつくろうという発想ではなく、身近な担い手がまず対応するというところこそが重要である。どんなに質の高い専門職サービスがあっても、生活の地域から離れていたら意味がない。むしろ専門性の水準に足りない部分があっても、日頃から身近にある担い手がまず対応してくれることをのぞむという考え方があるということだ。身近で本当に充足できない専門的ニーズは、都道府県が対応し適切に市町村へ支援できるようにスキルアップすればいい。これまでは、公的な担い手がサービスの水準を担保するような重要な役割を担っていたが、これからは、社会的承認（財政的基盤確保）を前提として、NPOなど、制度やサービスのすきまに柔軟に入って対応していけるような担い手が重要で、期待をしている。市町村の多様性へ柔軟に対応できる担い手に期待している。

10. サービスの財源について

財源の問題は大きいのであるが、社会保険システムへ全体が動くという方向性が先行して児童福祉も統合されるような動きには納得がいかない。そもそも子育てや子どもの育ちというものが保険の考え方になじむとは考えられない。介護保険と同列に議論できる問題でもないように思われる。子どもや親が育っていくことを支援するという考え方にたつ児童福祉の問題は、単に必要とされるサービスが満たされればよいというものではないから、保険のリスクが発生したときに必要なサービスが受けられればよいという保険の概念となじむとは思えない。保険のはなしは、財源やサービス供給側の必要性だけで動いているという感覚があることにも抵抗感を感じている。

インタビュー調査質問項目

<ひとり親家庭福祉>

1. 母子家庭の就労支援について、ハローワークとの関係をより強化すべきと考えます。
この点についてのお考えをお話ください。
2. 養育費について、その支払いをより強化すべきであると考えます。
この点についてのお考えをお話ください。
3. 母子生活支援施設の広域利用について、より使いやすいものとするべきと考えます。
この点についてのお考えをお話ください。
4. 母子自立支援員の役割について、地域社会の資源をより積極的に活用するようにすべきと考えます。
この点についてのお考えをお話ください。
5. DV問題の相談や保護のしくみについて、より強化すべきと考えます。
この点についてのお考えをお話ください。

<共通質問文>

6. これからの次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的な視点についてお聞きします。その際、地域・市町村を中心とするサービスの普遍化を図る視点と、子ども虐待に対応して親権を制限するなどの権利擁護の視点とを、制度上どのように担保していけばいいでしょうか。先生のお考えをお聞かせください。
7. 次世代育成支援・子ども家庭福祉の基本法体系についてどのようにお考えでしょうか。たとえば普遍的なサービスを提供する育児支援法と、社会的養護などを規定する児童福祉法とに住み分けることについてどのようにお考えでしょうか。
また、現在、民法に規定されている親権や未成年後見について、英国児童法のように、公法たる児童福祉法に統合することについては、どのようにお考えでしょうか。
8. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給の方法について、どのようにお考えでしょうか。特に、現在の保育の実施や職権保護を基本とする制度を改め、利用者（子どもとその保護者）と提供者（施設など）とが直接向き合う関係を基本とし、これによることが不適當な場合などに職権保護や司法による決定を組み合わせるといふ方法については、どのようにお考えでしょうか。
9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政実施体制を市町村を中心に再構成していくことについて、どのようにお考えでしょうか。また、その場合、(1) 専門性の担保、(2) 親権者の意に反する施設入所の承認や親権喪失宣告の請求等の事務の実施主体、(3) 市町村を中心として再構成するための条件整備についてはどのように考えればいいでしょうか。
10. 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービスの財源について、どのようにお考えでしょうか。また、たとえば公的介護保険制度のような社会保険システムによる財源を導入することについて、どのようにお考えでしょうか。また、その場合の税財源と社会保障財源との組合せは、どのように考えればいいでしょうか。

インタビュー調査結果 ひとり親家庭福祉A

<領域別>

1. 母子家庭の就労支援においてハローワークとの関係を強化するという考え方について

ハローワークとの関係を強化するという考えには賛成。ただし、母子家庭の母への就労支援を効率的に行うためには、旧労働省時代からのハローワークの支援体制では難しい。そのため、C県でも母子家庭等就業・自立支援センター（事業は母子寡婦福祉連合会に委託）を設置、活用し、就業のための相談や職業紹介を行っている。求人情報等は、ハローワークから得ることも多く、センターとハローワークの連携強化を図っている。

2. 養育費の支払いを強化するという考え方について

父親の子に対する養育責任という意味では、養育費の支払いを強化することは重要。ただし、経済的理由やDV被害によって母子家庭になっている場合が多いので、養育費を取りたくても取れるだけ経済力が父親にない場合や、顔を合わせて養育費について話し合いをしたり、DV問題を起こすような父親のお金を受け取ること自体が嫌という場合も多く、現実には支払いを強化できない状況がある。

3. 母子生活支援施設の広域利用をより使いやすいものにするという考え方について

母子生活支援施設の数が少ない、近い施設ではDV被害などで逃げてきた母子が見つかりやすいなどの理由で、広域利用を実施することも多い。C県では、西日本の施設への広域利用を行っている。しかし、どの都道府県も他県の利用率が少なく、空きが中々ないため、担当職員の個人的関係や努力によって行われているのが現状である。そのため現在、ブロック地域ごとに、広域利用制度を使いやすくするよう国に要望しようとしている。

4. 母子自立支援員の役割で、地域社会の資源を積極的に活用するという考え方について

母子自立支援員の役割を、地域の社会資源（例えばNPOやボランティアなど）が担うことは可能だと思う。しかし、その際には母子自立支援員ではなく別の名称を用いること、また、秘密保持をどのように担保していくかが課題になってくると思われる。

5. これからのDV問題の相談や保護の仕組みをより強化すべきとの考え方について

仕組みを強化するという考え方には賛成。しかし、ひとり親家庭の問題とDV問題は分けて考えるべきだと思う。C県では、女性相談センターを廃止し、女性サポートセンターとしてDV問題に関する相談支援を行っている。また、DV被害女性が母子生活支援施設を利用する場合、市町村に申請することになるが、近くの市役所（町・村役場）に支援を求めに行くのは夫に見つかる危険性があり、申請できないということもある。母子生活支援施設の利用申請は、都道府県業務にする方がよいのではないか。

<共通項目>

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点について

子ども家庭福祉サービスや権利養護を考えた場合、地域や市町村がやった方がよいサービスと、県や国がやった方がよいサービスがあると思うので、その住み分けが重要なのではないか。県は市町村が柔軟に動けるようにしてサポートしていく役割も必要。件数が少ないものや、高度のレベルが求められるものであれば県が担当し、最低のレベルを決めるのは国がやるべき。

7. 基本法体系に対する考え方について

財源をたくさん確保していかなければならない状況の中で、人口減のため少子化対策を他の財源を回してでも優先的に行わなければならないのであれば、社会保障に財源を求める必要はないのではないか。社会保障を財源とした育児支援法と、税に基づく児童福祉法の住み分けを考えるより、もっと先に考えなければならないことが

あるのではないか。また、育児支援を他の支援法と同じように考えるのは良いのだろうか。次世代育成と要保護対策を分けるのではなく、子どもはあまねく国が責任を持って育てていくべきなのでは。現在、特殊な問題に対応する場合には、特殊な法律を作って保護するなりしているが（例えば児童虐待防止法）、全部そういう風にして何でも取り込んでいけば、守られているのかもしれないが、逆に何でも規制されるということにならないか。

8. サービスの供給方法に対する考え方について

利用者と提供者が直接向き合うというのは良いと思うが、費用請求に所に繋がるのであれば、仕組みを考えなければならぬ。それに児童養護施設などは契約には馴染まない。どこの施設に入所したら良いかわからないし、親の意志に反して措置する場合や、養護を放棄してしまう場合も考えられるので。また現在、障害児のサービスなどは契約と措置が混在しているが、今度は入所も契約になると費用の問題が出てきて、利用料を払えない者は措置（職権）でやれという話になりメチャクチャになってしまうのでは。

さらに、子どもは発言権を有していないので当事者になり得ない。その子どもの代弁を誰がするのか。それがないと、子どもと保護者の利害が対立してしまうことにもなり、きちんとしたルールを設ける必要がある。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心に再構成することについて

理論的にはよいと思うが、中々そこまで行かないのでは。現実には、市はある程度の人口規模があれば児童相談所が置けるので措置権は付与される。市町村の規模にもよるが、市町村を尊重すべきであるし、力を付けてもらわなければならない。（市町村合併は、そのためにある）ただ、社会的資源が偏在しているので、パイがないのにやれというのも無理がある。ひとり職員を雇うのに多額のお金がかかるわけだし、みんな市町村に下ろして、専門家にとっても、専門性を発揮する場がない。社会資源、人材の問題もあるが、やはり一番大きいのは財源の問題ではないか。ただ、大きな市では出来ている所もあるし、県の職員が出来て、市町村の職員が出来ないということはない。それがやれるかどうかはトップに立っている人のリーダーシップによるのではないか。県は地域格差が拡大しないように調整する役割を担う必要がある。

また、現実に対応している子どもは氷山の一角で、ケアしなければならない子は本当に多いので、市の保健センターなどがもっと対応すべきである。

10. サービスの財源について

負担の話になると、現実には子どもが負担するわけにはいかないで、親が払うことになる。税金でやろうと、社会保険でやろうとつぎ込む公金は同じことであり、十分な公金を生み出すことの方が先ではないか。それに、保険料を払った人間でないとサービスを受けられないというのであれば、子どもの場合困る。また、介護保険のように自分の将来に向かって払うのと、子どもの保険のように今と過去に向かって払うのでは意味が違い、後ろ向きになってしまうのではないか。目的税のように税金で取る方がわかりやすいのかもしれない。子育てに関しては、富の再配分をかけないと難しい感じがする。子育てをやっている若い世帯というのは非常に収入が少ないので、結局税で払っても一緒なのではないか。基本的には財源不足だから社会保険制度を入れているという面もあり、子どもにも社会保険を入れることは出来るが、本質的には違うような気がする。

インタビュー調査結果 ひとり親家庭福祉B

<領域別>

1. 母子家庭の就労支援においてハローワークとの関係を強化するという考え方について

母子家庭の就労支援としては、児童扶養手当がキーになる制度。現在、児童扶養手当の認定は収入状況等を出させた上でやっているが、母子世帯の母がどのくらい就職活動をしているかは不明。なかには手当をもらうだけで就労意欲がない世帯も見受けられる。母が仕事を探そうという意欲が大切なので、ハローワークとの連携を強化するという考えは重要。今回、三位一体改革で、児童扶養手当に関する市の負担が1/4から2/3に増えたので、ぜひ就労してもらって、なるべく児童扶養手当の対象にならないようにしてもらいたい。ただ、これは一自治体、一市でどうこうということではなく、国で手当関係全体のことを考えてほしい。R市は県営住宅、市営住宅が多いので、他市町村からの転入がかなり多く、転出が少ない。そのため、児童扶養手当の受給家庭が年々増えている。また、これまで就労支援ということでパソコン講座や介護講座を県レベルでやってきているが、目に見える効果は上がっていない。母子世帯の年間の所得は少なく、この不景気な時代に、常用雇用でそれなりの収入を得るのは難しい。そのため、手当の支給の際には、就労意欲の解る書類を添付する必要があると思う。

2. 養育費の支払いを強化するという考え方について

現在、R市では約600世帯が児童扶養手当をもらっており、その1/3が養育費をもらっている。額は多くて月3万円程度で十分ではない。養育費はその8割が所得に算入されるので、養育費の支払いを強化してほしい。しかし、養育費をもらっているかどうかは本人が書かなければ解らないし、それを事務的にチェックすることも難しい。養育費を所得に換算するようになって年数が余り経っていないので、はっきりした状況は解らないのが現状。

3. 母子生活支援施設の広域利用をより使いやすいものにするという考え方について

R市は母子生活支援施設を持っているが、国の統計等を見ると施設数は毎年減少しており、建物等も老朽化している場合がほとんど。母子福祉は福祉部門でもどちらかというと斜陽であり、施設を持たない自治体も多くなっている。そのためR市に母子保護の実施を依頼してくる自治体も多い。施設を持たない自治体は、こちらに預けてしまえばそれで終わりという感じで、考えが安易という感覚がある。施設を運営していく経費、それに対する国、県の負担はあるが、単価的に見ると施設を持つ自治体の負担が非常に大きい。他の自治体からもらえるのは、国で決められたものだけであり、気持ちとしてはもっと負担してもらいたい。現在他の自治体が負担している額では実際に運営ができないため、どうしても施設を持つ自治体にしわ寄せが来る。また、実際の広域利用については、DV関係で市民から相談があって施設入所ということになると、地元は見つかりやすいので、原則として他県の施設の利用を考えている。R市では、C県やT県から受け入れている経緯があり、R市でそういうケースが発生した場合、相互主義でそちらにお話をすることがある。

4. 母子自立支援員の役割で、地域社会の資源を積極的に活用するという考え方について

R市では母子自立支援員を置いていないので、地域の社会資源をどう活用していったらよいのかといっても、どう答えたらよいのか解らないのが現状。大きな自治体になれば、ひとり親家庭という分野が確立してくる部分はあると思うが、R市は人口8万程度の小都市であり、ひとり親家庭の施策はどうしても枝葉の部分になってしまっている。そのため、この分野に力を注いでいるかということ、より大きな問題に行ってしまうと、優先順位が下がっている。

5. これからのDV問題の相談や保護の仕組みをより強化すべきとの考え方について

DV防止法が出来て、接近禁止命令や退去命令が出せるようになったが、条文だけを読んでいると、その期間が終わった後どうなるのか、また家に帰って、さらに暴力がひどくなるなど、対応が尻切れトンボになっている

のではない。DVの相談については、内容を把握した上で、本人の希望に添ってどういう手立てを取っていったらよいのかを考えている。特に、R市は母子生活支援施設を持っているので、他自治体からの協力要請もあり、DV問題に関する取り組みはしている。利用者は住民票を移さないで施設を利用して、退所後家に戻ったらまたDVを受けるということが結構多く、DVをやっている側にそれが罪だという意識がないのではと思う。国の法律の問題だとは思うが、今の状況ではあやふやで、一定期間保護したとしても、その後どうなるのかという話は見えてこない。R市ではDVの相談はスポット的にやってきて、来ないときは全く来ない。ただ、DVを受けている母親は、知的水準が低い人が多く、DV問題の他にも経済的な問題を持っていて生活保護の受給になったり、精神的な疾患を持っていて、保健部門が関わったりしている。

<共通項目>

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点について

非常に難しくて答えにくい問題。ここ何年間か議会などで、子どもの権利条約の流れで、子どもの自己決定等を尊重したらどうかという考え方もあるが、親が子どものため、大人が子どものためという考え方は当然あるので、あえて大上段に構えてやるというのはどういう意味か理解できないところがある。基本的には、個々の親は自分の子どものため、もっと総体では、大人は子どものためという考えでやっている。

7. 基本法体系に対する考え方について

育児保険でやるというのは難しい話。制度は違うが、国民年金の事務を一時期市がやっていたときは、地域に密着してやっているためか、結構みんな支払っていたが、社会保険庁がやるようになってから、どんどん納付率が下がっている。国民の意識も変わってきていて、育児保険にしても、果たしてどの位の人が納めてくれるのか。(例えば子どもがいない人、もう子どもが育ってしまった人などはどうなのか。)社会全体で子どものことを考えようということはあっても、お金まで出せるかどうか。例えば、近所の子どもが困っているから助けてあげようというのはあっても、不特定多数の人のお金を払うかということ、納めない人も出てきてしまうのでは。また、税という方が住民の受けるイメージが重く、納めなければならないものという気がする。どちらがよいとは一概には言えないが、現場の感覚としては、税で取ってそれを配分していく方がよいと思う。近年大きな流れで少子高齢化ということが言われているが、介護保険制度が出来た時は日本全体が制度の動向に注目し、熱気を帯びていたが、少子化で次世代育成対策推進法が出来ても、社会全体が騒がない。そういうことをとって、育児保険にしてどうなのか、少子化というのは直接自分に降り抱え降りかかる問題だという意識はない。

親権とか、未成年後見という問題は、これまで市で扱ったことがなく、親権などが児童福祉法に統合されることで、身のある効果があがるかどうかのイメージはわからない。

8. サービスの供給方法に対する考え方について

保育などは市の中核的仕事。児童福祉法が措置から利用契約に変わったが、現実には以前から利用契約のような形で行われてきていて、後から法律が実態に追いついたという感がある。保育の実施権というのは、現在市町村に置かれているが、以前は国の機関委任事務で、国が責任を持ってやるべき仕事であり、それが臨調で団体委任事務になった。では、保育所と保護者の間の契約になった場合、市の関与はどういう風になるのか。利用者と提供者が直接やるとすると、人気のある保育所に集中して、人気のない保育所が定員割れになってしまうのではない。R市では第3希望まで聞いて、就労状況等を点数化して、点数の高い人から第1希望に入所できるようにしており、市がバランスを取っている。市がそういうプロセスで介在しない場合、混乱は起きないのか。また、一つ心配な点は、民間保育所について、国の負担、県の負担、市の負担になっているが、保育所と保護者が直接やっていく場合、財源の問題で片足抜くような話に繋がっていくことにはならないか。直接的に向き合う関係をとる場合、保育が最も適していると思われるが、国が財源を減らすような方向に持って行かれると困る。

9. 次世代育成支援・子ども家庭福祉行政を市町村中心に再構成することについて

R市でも、要保護児童地域対策協議会を作るなど、大きな流れとして市町村に業務を下ろしていくというものはあると思うが、本来は都道府県がもっと児童相談所に人員を配置して力を入れてやるのが本筋。それができないから市町村に肩代わりさせているのではないかと思う。市のレベルでは、専門性の確保といっても難しい部分はある。R市では虐待相談があった時、ケース検討会議を行うことになっていて、そのメンバーには当然児童相談所の職員にも入ってもらえるようお願いしているが、児相自体が大変な案件をたくさん抱えているので、余り大したケースでない場合は呼ばないでくれ、と言われてしまう。市としては、児童相談所に専門的な見地から指導助言を得たいと思うが、なかなか難しい。実際、このように業務が規定されたとしても、小さい市では年間何件も該当ケースがなく、対応のノウハウも蓄積されない。小さな市で出来ることは限られているし、それが専門ではないので、ある程度の人口規模のある市でないと専門のセクションは作れないのではないか。

10. サービスの財源について

果たして少子化に対応するような社会保険財源の確保は可能だろうか。取りやすい人（サラリーマン）からは取って、自営業者の人は払わないという感じになってしまうのではないか。国民年金なども、子育てをして次代の年金を担う子どもを育てている人と、独身で我が世を謳歌している人も同じ額というのはどうなのかという話を良くしている。次世代育成支援ということでやってはいるが、国自体が余り考えていないのではないか。

＜領域別＞

1. 母子家庭の就労支援においてハローワークとの関係を強化するという考え方について

母子家庭の経済的自立には就労支援が非常に重要な課題であるため、ハローワークとの連携強化は重要。就労支援コーディネーター、福祉事務所に配置されている母子家庭就労支援相談員兼就業支援員（週2回・予約制）との連携も重要である。ただ、彼らはハローワークの端末に出てくるデータを見て支援を行っていて、独自のデータを持っていないため、就労の面接を受けたい場合は、ハローワークに行かなければならず、二度手間になってしまっているのが現状。だから身近な福祉事務所に相談に行くというよりも、直接ハローワークに行く方が多い。また、C市でも自立支援訓練給付金事業や、母子家庭等高等技術訓練促進事業等が行われていて、高等職業訓練で2年以上学校に通って資格を取る場合、1/3の期間は生活費分ぐらい（10万円）を支給してくれる。最近では、母親がどこでも働け、自信をつけてもらうため資格を取らせようとしているが、ヘルパー2級ではだめで、介護福祉士を取るように言われるが、母親が子どもを抱え仕事をしながらでは非常に大変。ただ、生活保護を受けながらだらだら働いているよりは、期限を切って資格を取って、正社員として働くような支援に結びつけば良いのではと考える。しかし、その間、生活保護は出ないので、親からの援助等を受けながら何とかやっている。一方、就労意欲の低い利用者や定着率の低い利用者、知的課題、精神的課題が懸念される母子に対しての就労支援（例えば、ビジネスマナー、履歴書の書き方、面接の心得、職業実習など）も必要である。

2. 養育費の支払いを強化するという考え方について

母子生活支援施設の利用者の多くは、DVによる被害者であることが多く、離婚調停や裁判を起こしていても、離婚が出来たり子の親権がとればそれで十分で、養育費の支払等でもめたり、裁判を長引かせたくないという思いが強い。また、養育費の支払と面会権がセットで争われるため、離婚したい、親権がほしい、離婚後は会いたくない、居所が知られるとつきまとわれ暴力を振るわれるのではないかとという恐怖心もあり、面会権を主張されると養育費、慰謝料などの請求を取り下げしてしまうことの方が多い。また、裁判等で養育費の取り決めがされても、父親側に収入がない、或いは不安定であり、支払われる保証がない場合も多い。母子生活支援施設を利用している人の夫も、定職に就かない、転職を繰り返すなどで、その後まで支払われないということも多い。しかし、利用者の中には、暴力を振るわれた被害者がこそこそと逃げ回り、加害者がのうのうとしていることに我慢ができないと言って、父親に自分のしたことを自覚させたり、復讐するために養育費や慰謝料は取りたいという人もいる。

3. 母子生活支援施設の広域利用をより使いやすいものにするという考え方について

DV等の避難ケースの場合、安全を確保するために広域利用は有効であり必要である。現状では、都市部のDV被害者を地方に避難させるという方が割合として多い。しかし、地方部の就労の状況は厳しく、経済的自立を図っていくのが難しい。また、母子生活支援施設を利用する人には生活保護を支給しない所もあるし、退所する時には生活保護を切るという所もある。また、職員の適性配置がなされていない施設の場合には十分な支援が提供できないことも考えられる。特に保育（夜間保育、病児保育等）が大きな問題で、そのサービスがないために経済的自立が難しい場合も多い。

また、都市部から地方部への広域利用のニーズは多いが、中にはあまりの環境の変化に耐えられなかったり、心理的にも寂しくなって帰ってきてしまう母親たちもいる。

広域利用は相互乗り入れが大事だと思うが、一方通行（片方の市等に施設がない）の場合、今回はもうないという暗黙のルールがある。また、自分の自治体に施設を設置している所でも、施設の設置市、所在市、区内のケースしか受け入れないという施設もあり、そこから崩していかなければならない。定員開差は正、母子生活支援施設全体の利用率の引き上げることで、職員配置を充実させ、保育等のサービスを提供できるようになるためにも、広域利用の促進は必要と考える。

4. 母子自立支援員の役割で、地域社会の資源を積極的に活用するという考え方について

施設と母子自立支援員との関わりは、入所の際の手続きの場面がほとんどで、深く業務のことについて聞いたことはないが、貸し付け業務が忙しく、最近ではDVと児童虐待が同時に発生していることも多いので、福祉事務所だけでなく、家庭児童相談員、児童相談所等と連携して仕事を行っている。地域の中で様々な機関と連携していくことは重要である。地域の社会資源のどのようなものを活用できるかと考えると、就労支援の場面で母子家庭就労支援相談員と連携していくことがあげられる。C市の場合、6人の母子自立支援員がいるが、ベテランの人が多く、住むところに困っていると雇用促進住宅を活用するなど、お互いに知恵を出し合い、協力し合い、色々工夫しながら業務を行っている。施設入所の際の相談でも、母子自立支援員が施設のことをよくわかっていて、その段階である程度判断し、他のサービスを紹介してくれる力量を持った人も多い。しかし一方で、ケースワークもできない母子自立支援員もいる。

5. これからのDV問題の相談や保護の仕組みをより強化すべきとの考え方について

県内のDV相談件数は、年々増加し、女性サポートセンターも定員増となり、強化されている。しかし、DV問題特有のサイクルの中で自宅に戻ってしまい、出入りを繰り返すケースは、サポートセンターの場所を秘匿しなければならないことから、二度目、三度目の入所ができず、県内で一時保護委託契約を結んでいる3施設を一時的に利用することも出てきている。また、行き先がなかなか決まらず、入所が長期化する場合、こんなに制約が多いところは嫌だといって、何も問題解決をしていない自宅に戻ってしまい、その結果また暴力をふるわれ、逃げてくるということを繰り返しているケースもある。実際には、母子生活支援施設の利用も多いが、入所後も精神的に不安定で、医療機関の利用や心理療法の利用が必要になってくるが、回復に向けた支援のしくみ作りが必要である。例えば心理療法は有料で高く、経済的な問題もあって長期に渡って使えない。現在、心理療法担当職員の配置はされているが、マッチングがうまくいかないこともある。さらに、サポート支援センターなども回復に向けた支援の中で使えればよいが、実際には忙しそうで、出た後のフォローも少ししてほしい。あと、加害者に対し、自らの行為について振り返る機会、再教育のしくみを作っていくことも必要である。そうでないとまた暴力の再生産をしてしまい、第二、第三の被害者を作っていくことになる。C県では加害者相談を受け始めて2年目であり、再教育のプログラムを行っているが、利用者は年に数人と低いのが現状である。

<共通項目>

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉を推進するための基本的視点について

次世代育成支援、子ども家庭福祉を推進していく上で地域の独自性はあっても良いのではないかと。地域の社会資源の状況を加味して、無いならば無いなりの工夫していく必要がある。措置から利用契約になって、行政処分からサービスする福祉に変わっていく中で、行政サービスというよりは公的な介入みたいなものを、もう少し身近なところまで降ろしてくる必要があるのではないかと。虐待ケースのケアなどでも、児童相談所は親子を分離することと再統合することの両方を求められていて、同じ人格がやらざるを得なくなっている。そういうことを考えても法的介入、法的訓告のようなものが示されることで、児童相談所が判断するのではなく、役割分担する方が支援するほうが双方のスタンスを明確にすることができる。

また、保育所や母子生活支援施設の利用契約のしくみも、現状では措置の時代とあまり変わっていない。それぞれの市町村の持っている資源を有効に活用するという意味では、母子生活支援施設は数が少なく、すべての市に無いし、利用契約の中で考えると選択の自由が保障されていない。それをどう担保するかが課題。

7. 基本法体系に対する考え方について

育児支援がどこまで、児童の福祉がどこまでかの線引きが明確になるかが問題。子どもは公的財産で、社会が責任を持って育てていかなければならないということを確認すべきである。国家的財産と考えれば、社会的養護を税で賄うのは可能である。それと子どもをより良く育てていくという育児支援がどこで線を引けるのか。介護保険に障害者まで取り込まれたが、その網を広げて子どもの子育て支援も一緒にするのか。たくさん子どものいる人の負担は減らし、子どもの少ない人、いない人にも応分に負担してもらいたいという気持ちはある。教